

改正案	現行																																																
目次（現行のとおり）	目次（略）																																																
第一条から第七十三条まで（現行のとおり）	第一条から第七十三条まで（略）																																																
別表第一（現行のとおり）	別表第一（略）																																																
別表第二（第四十六条関係）	別表第二（第四十六条関係）																																																
<table><tr><th>種 別</th><th>単 位</th><th>使 用 料</th></tr><tr><td>土地</td><td>（現行のとおり）</td><td>八十九円</td></tr><tr><td>建物</td><td>（現行のとおり）</td><td>一万七千八百円</td></tr></table>	種 別	単 位	使 用 料	土地	（現行のとおり）	八十九円	建物	（現行のとおり）	一万七千八百円	<table><tr><th>種 別</th><th>単 位</th><th>使 用 料</th></tr><tr><td>土地</td><td>（略）</td><td>八十八円</td></tr><tr><td>建物</td><td>（略）</td><td>一万七千八百円</td></tr></table>	種 別	単 位	使 用 料	土地	（略）	八十八円	建物	（略）	一万七千八百円																														
種 別	単 位	使 用 料																																															
土地	（現行のとおり）	八十九円																																															
建物	（現行のとおり）	一万七千八百円																																															
種 別	単 位	使 用 料																																															
土地	（略）	八十八円																																															
建物	（略）	一万七千八百円																																															
付 記（現行のとおり）	付 記（略）																																																
別表第三（第五十一条関係）	別表第三（第五十一条関係）																																																
<table><tr><th>種 別</th><th>単 位</th><th>占 用 料</th></tr><tr><td>電柱及び標識</td><td>（現行のとおり）</td><td>百八円</td></tr><tr><td>水道管、下水道管及びガス管並びに電線</td><td>（現行のとおり）</td><td>九十七円</td></tr><tr><td>鉄塔</td><td>（現行のとおり）</td><td>九十七円</td></tr><tr><td>変圧塔及びマンホールの類</td><td>（現行のとおり）</td><td>九十七円</td></tr><tr><td>郵便差出箱及び信書便差出箱</td><td>（現行のとおり）</td><td>三十八円</td></tr><tr><td>公衆電話所</td><td>（現行のとおり）</td><td>九十七円</td></tr><tr><td>地下の占用物件</td><td>（現行のとおり）</td><td>地上露出 九十七円</td></tr></table>	種 別	単 位	占 用 料	電柱及び標識	（現行のとおり）	百八円	水道管、下水道管及びガス管並びに電線	（現行のとおり）	九十七円	鉄塔	（現行のとおり）	九十七円	変圧塔及びマンホールの類	（現行のとおり）	九十七円	郵便差出箱及び信書便差出箱	（現行のとおり）	三十八円	公衆電話所	（現行のとおり）	九十七円	地下の占用物件	（現行のとおり）	地上露出 九十七円	<table><tr><th>種 別</th><th>単 位</th><th>占 用 料</th></tr><tr><td>電柱及び標識</td><td>（略）</td><td>百五円</td></tr><tr><td>水道管、下水道管及びガス管並びに電線</td><td>（略）</td><td>九十四円</td></tr><tr><td>鉄塔</td><td>（略）</td><td>九十四円</td></tr><tr><td>変圧塔及びマンホールの類</td><td>（略）</td><td>九十四円</td></tr><tr><td>郵便差出箱及び信書便差出箱</td><td>（略）</td><td>三十七円</td></tr><tr><td>公衆電話所</td><td>（略）</td><td>九十四円</td></tr><tr><td>地下の占用物件</td><td>（略）</td><td>地上露出 九十四円</td></tr></table>	種 別	単 位	占 用 料	電柱及び標識	（略）	百五円	水道管、下水道管及びガス管並びに電線	（略）	九十四円	鉄塔	（略）	九十四円	変圧塔及びマンホールの類	（略）	九十四円	郵便差出箱及び信書便差出箱	（略）	三十七円	公衆電話所	（略）	九十四円	地下の占用物件	（略）	地上露出 九十四円
種 別	単 位	占 用 料																																															
電柱及び標識	（現行のとおり）	百八円																																															
水道管、下水道管及びガス管並びに電線	（現行のとおり）	九十七円																																															
鉄塔	（現行のとおり）	九十七円																																															
変圧塔及びマンホールの類	（現行のとおり）	九十七円																																															
郵便差出箱及び信書便差出箱	（現行のとおり）	三十八円																																															
公衆電話所	（現行のとおり）	九十七円																																															
地下の占用物件	（現行のとおり）	地上露出 九十七円																																															
種 別	単 位	占 用 料																																															
電柱及び標識	（略）	百五円																																															
水道管、下水道管及びガス管並びに電線	（略）	九十四円																																															
鉄塔	（略）	九十四円																																															
変圧塔及びマンホールの類	（略）	九十四円																																															
郵便差出箱及び信書便差出箱	（略）	三十七円																																															
公衆電話所	（略）	九十四円																																															
地下の占用物件	（略）	地上露出 九十四円																																															

		部分	
		地下部分	四十八円
高架の占用物件	(現行のとおり)	四十八円	
天体、気象又は土地の観測施設	(現行のとおり)	九十七円	
食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫	(現行のとおり)	九十七円	
太陽電池発電施設	(現行のとおり)	九十七円	
保育所その他の社会福祉施設	(現行のとおり)	九十七円	
写真撮影のための常時占用	(現行のとおり)	七百七十六円	
写真撮影のための臨時的な占用	(現行のとおり)	千二百十二円	
その他の占用	(現行のとおり)	(現行のとおり)	

付記 (現行のとおり)

別表第三の二 (第五十三条の二関係)

- 一 有料施設の使用料
 - (一) (現行のとおり)
 - (二) 宿泊施設

名称	種別	単位	使用料
----	----	----	-----

		部分	
		地下部分	四十七円
高架の占用物件	(略)	四十七円	
天体、気象又は土地の観測施設	(略)	九十四円	
食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫	(略)	九十四円	
太陽電池発電施設	(略)	九十四円	
保育所その他の社会福祉施設	(略)	九十四円	
写真撮影のための常時占用	(略)	七百五十二円	
写真撮影のための臨時的な占用	(略)	千七百七十五円	
その他の占用	(略)	(略)	

付記 (略)

別表第三の二 (第五十三条の二関係)

- 一 有料施設の使用料
 - (一) (略)
 - (二) 宿泊施設

名称	種別	単位	使用料
----	----	----	-----

東京都立大 島公園海の ふるさと村	セントラル ロッジ	(現行のとおり)		(現行 のとおり)	(現行の とおり)	
		(現行のとおり)				(現行の とおり)
		(現行のとおり)				(現行の とおり)
	キャンプ場	ゲッキテン トサイト	一般	一人一 泊	千円	
			小学生及 び中学生		五百円	
		フリーテン トサイト	一般		八百円	
			小学生及 び中学生		四百円	
		バンガロー			一室一 泊	一万二千 円

一一 (現行のとおり)
 別表第四 (現行のとおり)

東京都立大 島公園海の ふるさと村	セントラル ロッジ	(略)		(略)	(略)	
		(略)				
		(略)				
	キャンプ場	ゲッキテン トサイト	一般	一人一 泊	三百円	
			小学生及 び中学生		百五十円	
		フリーテン トサイト	一般		二百円	
			小学生及 び中学生		百円	
		(新設)			(新設)	

一一 (略)
 別表第四 (略)